

特例貸し付け「不承認」続出

「コロナで基準緩和したのに」

新型コロナウイルスの影響で収入が減った人を対象にした国の特例貸し付けを申し込んだところ、利用を断られるケースが相次いでいる。菅政権が「重層的セーフティーネット」と位置づける肝いり政策だが、困っている人はと借りにくい矛盾が一部の現場で起きている。

要約

東北地方の男性(49)は、要介護2の母親と2人暮らし。介護のため、在宅で

きるウェブ制作の仕事をする。し、介護のため、在宅で

リーランスでしている。コロナ以前も年収は100万円に満たなかったが、母親の年金と合わせてなんとか暮らしていた。コロナの影響が出てきたのは昨年10月ごろから。企業から受託していた大きな仕事がなくなった。地域の

飲食店などのホームページ管理もしていたが、長引く自粛で顧客も経営が苦しくなり、年末を区切りに契約解除が相次いだ。「年明けには一気に暮らしが苦しくなった」と振り返る。持ち家の固定資産税の支払いを控えた2月下旬、社会福祉協議会(社協)が窓口の緊急小口資金を申請した。特例貸し付けのひとつで、収入が減って当面の生活費が必要な人や休業者を対象に、最大20万円を無利子・保証人なしで貸す仕組みだ。

3月20日までの申請件数は緊急小口資金が110万5814件、総合支援資金が5814件、総合支援資金が20件(速報値)にのぼる。申請件数のうち、不承認が何件あるかを厚労省は

めて柔軟にお金を貸し出すよう求めた。菅政権は今年、二つの特例貸し付けの上限額を計200万円まで拡充し、返済時も住民税が非課税の世帯は、返済を免除することも打ち出し、生活困窮者に積極的な利用を呼びかける。

だが、困窮者支援をするNPO法人「ほっとプラズ」(さいたま市)の藤田孝典さんは「無職であることや、低収入を理由に『返済能力がない』として承認されなかったという相談が、各地から相次いでいる」と話す。

で返済が見込めないなどとして申請を承認しなかったケースも300件あった。県は昨年9月、県社協に改善の指導をしたものの、その後も十分に改善されず、今年1月下旬に改めて指導したという。県社協の担当者は「コロナ以前の厳格な審査からの運用の切り替えが、うまくできなかった」と話す。

緩和浸透せず 審査に地域差

3月20日までの申請件数は緊急小口資金が110万5814件、総合支援資金が5814件、総合支援資金が20件(速報値)にのぼる。申請件数のうち、不承認が何件あるかを厚労省は

明らかになっていないが、緊急小口資金の申請件数の2.2%、総合支援資金の3.7%はまだ支給が決まっておらず、この中に不承認の件数も含まれている。社協の審査には地域差が

ある。愛知県は今年9日、県の社協が総合支援資金の審査基準を新型コロナウイルスの感染拡大後も緩和していなかったことを明らかにした。3千件で貸付金額を不当に減額していたといい、低収入

田村憲久厚労相は今年12日の衆院厚労委員会ですべて「生活に窮迫している方々への対応なので、なるべく時間をかけずにお貸しいただきたい」と答弁し、改めて自治体に柔軟な対応を求めた。(五川豊彦)

収入が減少し 生活に困窮する方へ

特例貸し付けについて紹介する厚生労働省のサイト

現金の特例貸付(住居確保給付金)

新型コロナウイルス感染症の影響で

緊急小口資金及び総合支援資金(初回貸付、再貸付)について、申請期間が令和3年6月末日まで延長となりました。総合支援資金(延長貸付)は、令和3年3月末日までに総合支援資金(初回貸付)を申請した世帯も対象です。申請やお問い合わせ先は、お住まいの市区町村社会福祉協議会です。

新型コロナウイルスの影響を受けた人向けの特例貸し付け

	緊急小口資金	総合支援資金
対象	休業などで収入が減少し、一時的に生活費が必要な人	失業などで収入減が続く、生活を立て直すまでお金が必要な人
金額・条件	最大20万円 無利子・保証人不要	最大20万円×9カ月 無利子・保証人不要
申請件数 (3月20日現在)	110万5814件	64万8120件
返済免除	2021年度または22年度に住民税が非課税の世帯は一括免除	21年度以降、住民税が非課税の世帯は段階的に免除

特例貸し付けは、緊急小口資金と、主に失業者向けの総合支援資金の二つがあ

しはらくして社協から電話があり、「減収を証明する書類が必要」と言われた。仕事でお金は手渡しのことも多い。戸惑いつつも、入手できた一部の領収書を送ったが、その後届いた封書を開くと「不承認」とあった。貸し付けを断られた。男性は「国の肝いり政策だと感じたのに、冷たく突き放された。緊急小口がだめならば、すべての手段を絶たれた気持ちです」と話す。